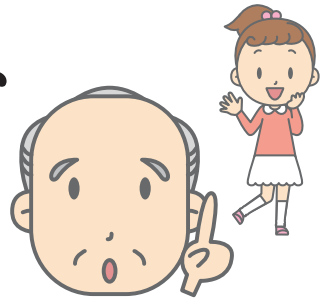


コスモスひろば

Q 孫にも財産をあげたいのですが、
注意しておくことがありますか？

A お孫さんに財産を渡すタイミングや
方法によりいくつかの注意点があります。



かわいいお孫さんにご自身の財産を渡したいのですね。

お孫さんに財産を渡す方法は大きく分けて2つあります。一つ目は生前に渡す、二つ目は死後に渡す方法です。今回は、分かり易くご自身の推定相続人（配偶者やお子様など 将来相続人になると考えられる人）が生存されていて、お孫さんが推定相続人ではないことを前提に注意点をお話します。

一つ目の生前に財産を渡す方法では、特に税金に注意が必要です。一般的な贈与で適用される暦年課税制度を使うと、年間110万円を超える贈与額に贈与税がかかります。その為、お孫さんに良かれと思い、まとまった金額の財産を一括で渡したとしても、実

際に使える金額が思ったよりも少なくなってしまうことがあるのです。

もちろん、年間110万円以内で毎年贈与する方法もありますが、時間がかかりすぎると考える方も多いのではないのでしょうか？ この点については国も配慮をし、使用目的がはっきりしている「教育資金」や「結婚・子育て資金」の場合には、適用条件はありますが、一定の金額までの贈与額に非課税枠を設け、お孫さんが使えるお金を増やしています。（これらの制度は適用期間がありますので、必ず国税庁のHPで確認をお願いします。）

二つ目の死後に財産を渡す方法には、遺言書の作成があります。財産の受取人をお孫さんに指定するのです。

この場合には、お孫さんが負担する相続税額に2割の加算があることには注意が必要です。

また、共通して配慮しなければならない点もあります。生前ではご家族（推定相続人）、死後ではご遺族（法定相続人）のお気持ちです。例えば生前贈与にて、複数いるお孫さんの内お一人だけに贈与をすると、他のお子様やお孫さんたちから、また遺言書にて遺産の受取人をお孫さんに指定すると、法定相続人（お子様など）の相続できる財産が減り、相続人から不満がでて争いになる可能性があります。

お早めに専門家にご相談されることをお勧めします。

（行政書士兼FP 飯田利治）

定期的に、「たった一行から始める遺言書作り」セミナーを新松戸市民センター等で開催。その後に相続相談会も開催しています。ご予約できますので、日時等、下記の事務所にお問合せ下さい！

ご予約、ご質問、お気軽にお近くの行政書士事務所へお電話ください。

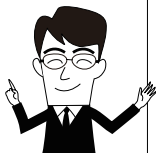


流山市南流山

行政書士 飯田法務経営事務所

いいだ とし はる
行政書士 飯田 利治

〒270-0163
流山市南流山 1-19-7
グランド・ルーシス 207
電話：050-3748-0168
FAX：04-7168-0245



松戸市大谷口

行政書士 半田事務所

はん だ なお こ
行政書士 半田 直子

〒270-0005
松戸市大谷口 265-1-409
電話：047-705-9088
FAX：047-705-9088



松戸市馬橋

たかた行政書士事務所

たか た てつ ろう
行政書士 高田 哲朗

〒271-0051
松戸市馬橋 2422-1
ジュンパレス 305
電話：050-3743-5844
FAX：050-3457-7090



Q 遺言執行者を決めておいたほうが良いと聞いたのですが、どうしてですか？



A 遺言執行者がいない場合、相続人全員で相続の手続きをしなければならないからです。

民法では、「遺言執行者は遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。(民法 § 1012)」そして、「遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示した行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる。(民法 § 1015)」と定められています。遺言執行者とは、遺言の内容を実現するために必要な手続き(例えば、財産目録の作成、金融機関での解約手続き、法務局での不動産名義変更手続き)を行う人のことです。

遺言を書く目的は、自分の想いを遺す、のちの「争族」防止、遺された方々の手続きの簡略化、など様々です。遺

言執行者を定めておかないとその目的が損なわれる可能性があります。例えば、金融機関の預貯金を相続する際、遺言執行者が指定されていないと、金融機関に相続人全員の署名を求められます。しかし、相続人全員の協力が容易でない場合や相続人が遠方に住んでいる場合なども少なくありません。また、相続人に認知症や未成年の人がいる場合、成年後見人や特別代理人を立てねばならず、せっかくトラブルなく迅速に手続きを完了しようとした遺言の目的が達成されません。遺言執行者がいれば、その人が単独で手続きをすることができるのです。遺言執行者が絶対に必要な場合もあります。遺言に

「相続人廃除」や「認知」についての記載がある場合です。

遺言執行者は、未成年者及び破産者を除き、誰でもなることができます。遺贈を受ける人や相続人、また、第三者(例えば弁護士・行政書士等)を遺言で指定し委託することもできます。2019 年の民法改正により、遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることもできるようになり、遺言執行が複雑である、法的知識が十分でない、時間的余裕がないといった場合の負担減もできるようになりました。ですから、遺言では遺言執行者を指定しておいた方が良いでしょう。

(行政書士 半田 直子)

Q 自筆証書遺言保管制度を利用したいと思っていますが、注意点はありますか？



A 法務局の窓口で受理してもらうためには、決められた条件を守って申請しなければなりません。

検認手続きが不要ということで注目されている、自筆証書遺言書保管制度をご利用になりたいのですね。

内容を自筆で書く。自署する。印鑑を押す。日付を自筆する。といった様式の決まり事は自筆証書遺言と同じですが、注意しておきたいのは、それ以外にも必要となる条件があるということです。

特に窓口に行って受理してもらえないケースとしては、「紙のサイズが違っている」、「規定の余白を守られていない」という 2 点が多いようです。

紙のサイズは A4 だけです。余白は、上辺から 5 ミリ、下辺から 10 ミリ、右辺から 5 ミリ、左辺から 20 ミリの

空きが必要で、その内側に内容を収めなければなりません。

その他にも細かな点で確認しておくポイントがあります。申請書が必要ですが、ホームページからダウンロードした場合には原寸大でプリントしてください。縮尺すると受け付けてもらえないこともあるようです。

持参するものとしては、遺言書・手数料(3900 円の収入印紙代)・住民票(遺言書作成後 3 か月以内・本籍記載のあるもの)・本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・運転経歴証明書・旅券・乗員手帳・在留カード・特別永住者証明書)等、郵便番号のメモも忘れないようにしましょう。

介助者が同行できないので、本人が法務局に行く必要があります。受理されないと再度出向くことになりますので、分からないことは予め法務局に電話して、間違いのない申請書にして持って行くようにしましょう。

申請書が受理されたら、もらった「保管証」をなくさないようにしてください。再発行はしてもらえません。

最後に大切なこと。窓口で受理されたからといって、遺言書の内容に関して有効であると法務局が保証するものではありません。争いのない遺言書の内容にするためには専門家にアドバイスをもらうことをお勧めします。

(行政書士 高田哲朗)